うしくあみ斎場予約システム利用登録(新規・変更・廃止)申請書

牛久市·阿見町斎場組合管理者 宛

年 月 日

申請者 所在地 商号または名称 代表者氏名

うしくあみ斎場予約システムの利用にあたり、次の登録項目の登録申請をいたします。 また、うしくあみ斎場予約システムの利用に際し、下記の項目を順守することを誓約します。

【登録項目】

葬儀業者名			
支店、営業所名 (ID登録単位)※1			
住所			
電話番号		希望ID ※ 2	
FAX番号			
メールアドレス			
問合せ担当者名			

※1 IDは、支店、営業所単位で発行いたします。 営業・予約担当窓口が一つの場合は記載不用です。

※2 アルファベットで記入下さい。ご希望通りのIDにならない場合もございます。

提出先 牛久市•阿見町斎場組合

牛久市中央3-15-1 牛久市役所環境政策課内

記

【誓約項目】

- 1. 登録したID番号を第三者に使用させる行為はいたしません。
- 2. 斎場利用に係る取扱い要項に従い、斎場施設を適切に利用します。
- 3. 他の利用者の迷惑となる行為はいたしません。
- 4. 登録事項に変更が生じたときは、速やかにうしくあみ斎場に届出いたします。
- 5. 上記、誓約内容に違反した場合は、予約システム利用の制限を受けても異議を申し立てません。

※職員記入欄				
受付年月日:	年	月	日	
• ID付与年月日:	年	月	目	
• 担 当 者:				

※申請書の受領からIDの付与までに期間を要する場合がございます。

~ 斎場利用に係る取扱い要項 ~

令和5年3月1日

うしくあみ斎場

うしくあみ斎場は公共施設です。ご利用者いただく方が安心してお見送りできるよう、以下の要項を定めております。他のご利用者に迷惑をかけないようご理解・ご協力をお願いいたします。

★斎場施設をご利用いただくには事前予約が必要です。まず、仮予約をしていただき、死亡届を提出していただいた時に本予約となります。

●仮予約

- (1)遺体(大人・小人・胎児)の火葬、それに伴う式場の利用
 - 1) 当斎場(予約システム)に登録のある葬祭業者による予約

スマートフォン、P C 等からインターネットを利用して、予約受付システムに入力することで仮予約を行います。こちらは、24時間入力が可能となっておりますが、入力できるのは、各施設(火葬・式場・保管庫・待合室)の利用予定日の早い日の前日 16:00までとなります。(例:火葬予定日が 22 日、保管庫利用が 20 日 からという場合、19 日 の 16:00 までが入力できる期間となります。) それ以降の予約・修正に関しましては、斎場事務室へ連絡してください。

2) 当斎場(予約システム)に登録がない葬祭業者による予約

斎場事務室または、斎場組合(牛久市役所環境政策課内)へ業者登録申請をお願いします。最初の 予約につきましては、<u>予約システムの利用登録申請書を提出して頂くことを条件</u>に斎場事務室で予約 を受付いたしますが、2回目以降の利用につきましては、申請後に発行されるID・パスワードによ りシステムにログインして予約をお願いします。

3) 葬祭業者を利用しない場合

8:30から17:00の間に斎場事務室窓口、または電話で仮予約をお願いします。

- (2) 改葬(一度埋葬したご遺体やご遺骨)、身体の一部の火葬
 - 1) 葬祭業者による予約

上記の(1)の1)、または2)の要領で予約をお願いします。

2) 葬祭業者を利用しない予約(仮予約)

8:30から17:00の間に斎場事務室窓口、または電話で仮予約をお願いします。

●本予約

- (1) 死亡届を牛久市、または阿見町の戸籍届出窓口に提出する場合
 - 1) 死亡届を提出する際に、仮予約で入力した事項を印刷した「うしくあみ斎場施設使用申請書」を併せて窓口に提出してください。仮予約を本予約として登録いたします。
 - 2)本予約手続きが完了後、上記窓口で、「火葬許可証」と併せて、「うしくあみ斎場施設利用許可書」、「施設使用料請求書」が交付されますので、「うしくあみ斎場施設利用許可書」により予約内容を確認してください。誤り等があった場合は、その場で窓口に申し出ください。
 - 3) 施設使用料は「施設使用料請求書」により、火葬当日までにお支払いをお願いします。火葬当日には、「火葬許可証」、「うしくあみ斎場施設利用許可書」(押印なし)、「施設使用料請求書」をお持ちいただき、使用料をお支払いください。尚、使用料につきましては、本予約の際にお渡しする「施設使

用料請求書」により金融機関の窓口でもお支払いができます。その場合は火葬当日に「請求書」の代わりに「領収書」をお持ちください。

- 4) お持ちいただいた「火葬許可証」と「うしくあみ斎場施設利用許可書」の内容と、使用料の納付を確認した上で「うしくあみ斎場施設利用許可書」に許可の印を押印して、正式の「うしくあみ斎場施設利用許可書」としてお渡しいたします。
- (2) 死亡届を牛久市、または阿見町以外の戸籍届出窓口に提出する場合
 - 1) 死亡届を提出する際に、窓口職員に仮予約で入力した事項を印刷した「うしくあみ斎場施設使用申請書」を提示し、仮予約した日程をお伝えください。この「うしくあみ斎場施設使用申請書」は後日必要になりますので、ご注意ください。
 - 2)「火葬許可証」が発行されましたら、この「火葬許可証」をご準備の上、斎場事務室にご連絡ください。
 - 3) 斎場事務室で内容を確認 (聞き取り) の上、仮予約を本予約として登録いたします。
 - 4)ご利用日当日に斎場事務室に1)で準備した「うしくあみ斎場施設使用申請書」、及び「火葬許可証」 を提出してください。
 - 5)「施設使用料請求書」を発行いたしますので、使用料を窓口でお支払いください。その後、「うしく あみ斎場施設利用許可書」をお渡しいたします。

1. 準 備

- ・火葬許可証の提出及び使用料金の納付は、式場準備前に行ってください。
- ・式場の準備開始時刻は、生花、盛籠及び返礼品の搬入を含め、ご利用開始時刻の2時間15分前からとなります。ただし、告別式の開式が10:00の場合は8:30からの準備となります。
- ・生花、盛籠及び準備物品は、上記準備開始時刻を守り、<u>●サービスヤード(業者搬入口)</u>から搬入搬出を行ってください。また、サービスヤードでの長時間駐車はご遠慮ください。
- ・霊柩車及び葬祭業者が使用する車は、①葬祭業者用駐車スペース又は③バス駐車スペースに駐車してください。また、ホロ付きトラック等大きな車両は、奥の②業者トラック等駐車スペースに駐車してください。 各駐車スペースの位置につきましては、別図を参照してください。
- ・僧侶用駐車スペースに関しては、事務室でカラーコーンを貸し出しておりますので、各々必要に応じて駐車スペースを確保して頂き、ご利用後は一般のお客様にも駐車場を利用頂けるように、速やかにカラーコーンの返却をお願いいたします。

2. ホール・受付・式場

- ・ホール、及び式場入口付近は、各式場の共有スペースであり、避難経路にもあたることから、遺影、思い 出コーナー、手紙コーナー、テーブル、サインポール、案内板等の設置はご遠慮願います。また、受付に、 花を飾ることについてもご遠慮いただきます。
- ・受付の案内表示は、受付の下側に貼付けてください。
- ・受付で必要な記帳台、返礼品の置き棚は、持ち込み可です。
- ・組合控室及び業者控室からのテーブル、椅子の移動はできません。必要な場合は、事前に事務室と協議をお願いいたします。
- ・式場に関しては、原則、圏域内の方のみの利用となります。
- ・式場入口のモニターは、式場内の葬儀を放映する以外の使用はお控えください。
- ・備え付けの音響機器 (CD、カセットテープ等) はご使用いただけますが、その他楽器類、音響機器を持ち込む場合は、事前に斎場との打ち合わせをお願いいたします。

- ・音量につきまして、他の利用者の迷惑にならないよう常識の範囲内でお願いします。他の利用者よりご指 摘等があった際は、音源の制限をさせていただきます。
- ・式場の椅子について、数を増やすことや、式場前に椅子の設置をすることはできません。
- ・式場での別れの盃はご遠慮ください。
- ・式場内でのロウソクの使用は、午後9時までとします。
- ・プロジェクターの使用はできません。(ホールを含みます。)
- ・式場の壇上に土足で上がることはご遠慮ください。

※ 家族葬式場のご利用について

- ・家族葬式場は、家族・縁故者等、限定された少人数で見送られる方のために設置した式場で、定員は23名となっています。従いまして、以下の場合につきましては、小式場、または中式場をご利用くださるようお願いいたします。
 - O 新聞(おくやみ欄等)掲載、行政区等へ葬儀の周知をされる場合。
 - 参列者が家族以外にも考えられ、参加予定人数が23人に収まらない場合。
- ・家族葬式場は、扉が通路に面しているので、扉を閉めてのご利用をお願いしております。また、外部モニター等、定員を越えた場合の設備はございません。
- ・家族葬式場は、小規模のため、葬儀中や線香、ロウソク、抹香を使用している場合は、換気扇のスイッチを入れてご利用ください。

3. 遺族控室

- ・飲食物の持ち込みはできますが、持ち込んだ残り物、及びごみは、必ずお持ち帰りください。
- ・遺族控室の利用は、1 式場 1 室とします。ただし、大式場を利用の場合は、予約状況により 2 室まで使用することができます。
- ・通夜は、ご遺族または葬祭業者で最低1名の夜伽をお願いします。ただし、夜伽は10名を限度とします。
- ・洗面用具、寝具、朝食は、葬祭業者様で用意してください。
- ・斎場に湯呑み、グラスの準備はございますので、斎場備品との混同防止のため、持ち込みはお控えください。
- ・控室の鍵は、告別式開始前に葬祭業者が事務室に返却してください。
- ・遺族控室には、ご遺体を搬入しないようにお願いいたします。

4. 葬儀形式等

- (1) 斎場の祭壇について(全般)
 - ・斎場の祭壇を利用する場合、祭壇に設置してあるものを除くことはできますが、他から持ち込むことは できません。なお、移動したものは元の位置へ戻してください。
 - ・祭壇は白木の為、手の脂分が付着して変色の原因になりますので、式の準備、片付けの際は白手袋を使用し、祭壇に手が直接触れることのないように注意してください。
 - ・祭壇に上がることは遠慮願います。
 - ・花祭壇や追加の花飾りの持ち込みはできますが、施設の汚損防止のため、決められた場所(白木祭壇やカーテン、壁等から最短で30cm以上離す。)に設置してください。また、花粉が落ちやすい花等を使用する際には、施設を汚損することがないように養生をお願いします。
 - ・飾り付けの規模につきましては、生花・盛籠が希望数設置できるように事前に調整、ご計画ください。

(2) 神式

- ・式場は、基本的に第1、または第2式場をご利用ください。
- ・生ものを翌日にも再利用する場合は、通夜終了後、冷蔵庫等に保管し、式場の中に匂いがこもらないよ うにしてください。
- ・使用後の陶器類は、きれいに洗い、乾拭きした上で祭壇に戻してください。

(3) キリスト教

・祭壇全般のご注意をお守りください。

(4) 日蓮正宗

・ご本尊が斎場の厨子(縦65cm、横35cm)に入りきれないサイズの時は、厨子を持ち込んでください。その際は、事務室に連絡をお願いいたします。

(5) 持ち込みの祭壇

- ・祭壇へ直接飾り付けを行いたい場合は、葬祭業者で祭壇(花祭壇等)を準備願います。また、その際は、 事前に事務室に連絡をお願いいたします。(家族葬式場は不可)
- ・持ち込み祭壇の電飾等の飾り付けにつきましては、充電池式等の機器とし、斎場の電源を使用しないものに限ります。
- ・祭壇の飾り付けを行う場合は、ステージ、床への養生をお願いします。特に花粉が落ちやすい花を使用する場合は、より一層の汚損防止策を講じてください。

5. 飾り付け等

(1) 生花·盛籠等

- ・生花や盛籠等の設置基数の上限について、小式場、中式場は、合計 20 基、大式場は、合計 40 基、家族 葬式場については、合計 6 基とします。
- ・生花や盛籠等で、芳名版のあるものを1基と数えます。<u>ただし、「喪主」については、含まないものとします。</u>
- ・持ち込みの祭壇の上に供えられた花、設置物については祭壇の装飾物として取り扱い、設置基数には含みません。
- ・二段式までの物を1基と数えます。
- ・生花及び盛籠の足元に、竹飾り等の装飾はできません。
- ・設置場所について、特に指定はありませんが、避難経路の障害にならないよう設置して下さい。また、 汚損防止のため、祭壇やカーテン、壁等から最短で30cm以上は離して設置してください。
- ・生花の下には、防水、汚損防止の為のビニールシートを敷いてください。
- ・フルーツ籠、線香盛等は、盛籠に含むものとします。
- ・斎場の祭壇への飾り付けはできません。
- ・墓標、塔婆、陰膳、枕だんごの設置は可とします。
- ・賞状、旗、制服や思い入れの品1組は設置可とします。
- 灯籠、提灯の設置はできません。(ホールを含みます。)
- ・生花、盛籠の名前のサイズは、以下のとおりでお願いいたします。
 - 生花への名前の表示は、縦60cm、横30cm以内。
 - 盛籠への名前の表示は、縦45cm、横20cm以内。

(2) お供物

- ・祭壇に飾る糖菓子等の名入れはできません。
- 生もので汁等が出る可能性のある物をお供えする場合は、下に皿を敷く等、汚損防止に努めてください。

(3) 遺影

- ・斎場の祭壇の遺影は、A3サイズ(縦60cm、横48cm)以内とします。
- ・持ち込み祭壇の遺影につきましてはサイズの制限は行いませんが、落下や倒れる恐れが無いサイズで、 かつ固定等の安全策を講じるよう願います。
- ・焼香台に設置する場合の遺影は、縦22cm、横17cm以内とします。
- ・電光式の遺影は充電池式等の機器とし、斎場の電源を使用しないものに限ります。

(4) 芳名板

- ・芳名板は、式場備え付けのものを使用してください。(芳名板の台紙は、事務室でお貸しいたします。)
- (5) 想い出コーナー等
 - ・写真、フォトフレーム、思い出コーナー等これらに類するものを設置する場合は、避難経路の障害にならない範囲で式場内(ホールへの設置は不可)に設置してください。設置テーブル1台を超えて設置する場合は、超えた台数分は生花、盛籠等の数に含みます。また、式場内サイドの物置2ヶ所(小式場は1ヶ所)は、ご自由にお使いください。ただし、使用の際は汚損、落下防止策の徹底をお願いいたします。
 - ・電光式の物を使用する場合は、充電池式等の機器とし、斎場の電源は使用しないでください。

6. 式場内の備品、消耗品について

- ・備品等の移動後は、元の位置へ戻してください。
- ・線香、ロウソク、香炭、ライターは、準備してください。

7. 片付け

- ・告別式終了後、皿等使用した備品、生花のごみや米、酒等は片付け、清掃をお願いいたします。
- ・炉前酒はお持ち帰りください。
- ・式場内の椅子等の備品を移動した場合は、元の指定位置に戻してください。
- ・告別式後は、式場、祭壇の照明は消灯し、式場等確認表でチェック後、事務室に提出してください。
- ・葬儀終了後、盛籠等を再度使用したい場合は、式場裏に仮置きしてください。その際は、通行や清掃の妨 げにならないように配慮し、式場への再搬入は、通常どおりの時間に行ってください。

8. 火 葬

- ・12時の火葬は、式場利用者に限ります。
- ・ 圏域外住民の火葬は、11時または15時とし、それぞれ1日1件とします。
- ・ 斎場外からの到着受付は、予約の30分前からとします。
- ・炉前に、生花を置くことはできません。ただし、ご遺体と併せて火葬する場合は、この限りではありません。
- ・遺影についての取扱いは、式場と同様です。
- ・お棺のサイズは、長さ1m95cm、幅60cm、高さ50cm以内とします。
- ・お棺には、プラスチック、布団、厚い書籍等多量の紙類、果物、多量のドライアイス、金属など燃えにく いもの、電池、ライター等爆発の危険性のあるもの等は入れないでください。
- ・心臓にペースメーカーを装着されている場合は、事前に事務室に申し出てください。
- ・骨壷は、告別式前に業者控室の棚の上に、業者名と葬家の名前を記載して置いてください。
- ・炉前酒(お神酒)、枕飯を置く場合は、火葬前に炉前の遺影台に置いてください。
- ・告別式後のお棺は、葬家又は葬祭業者が棺台でホールまで搬出してください。ただし、家族葬式場は、キャノピーまでとします。

・トラブル発生時等、迅速に対応できるように、収骨終了後までは葬祭業者の付き添いをお願いします。

9. 待合室

- ・ 火葬時は料理の持ち込みはできません。 茶菓子については、仕出し業者への注文または、葬祭業者の持ち 込みを可とします。 但し、茶菓子のゴミは、持ち込んだ業者がお持ち帰りください。
- ・通夜時については、料理の持ち込みはできますが、残り物及びごみは必ずお持ち帰りください。
- ・火葬時の予約は、原則1室の予約とさせていただきますが、2室以上を希望する場合は、予約の際にその旨をお申し出ください。火葬予定日の前日に、斎場から葬祭業者に使用の可否について連絡いたします。
- ・ 待合室利用の準備は、利用開始時刻の1時間30分前からとします。
- ・待合室利用後は、速やかに後片付けを行ってください。
- ・片付けの際は椅子や床面の汚損防止のため、事前に全体の椅子を引いてから片付けを行ってください。

10. 霊安室(遺体保管庫)

- ・遺体保管庫に関しては、原則、圏域内のみの利用となります。
- ・遺体保管庫へのご遺体の搬入及び搬出は、8:30から16:30までとし、2名以上の葬祭業者様が立ち会ってください。
- ・遺体保管庫での面会はできません。

11. その他

(1) 斎場内全般

- ・館内は禁煙となっております。喫煙は、決められた場所で行ってください。
- ・葬祭業者の宣伝活動は行わないでください。
- ・万一、斎場の設備、備品を汚損・破損してしまった場合は、速やかに事務室へ連絡ください。
- ・遺族控室、僧侶控室、組合控室、業者控室、待合室、喫茶室以外での飲食はできません。また、組合控室での飲酒もご遠慮ください。
- ・場内では、自動車のアイドリングストップにご協力ください。

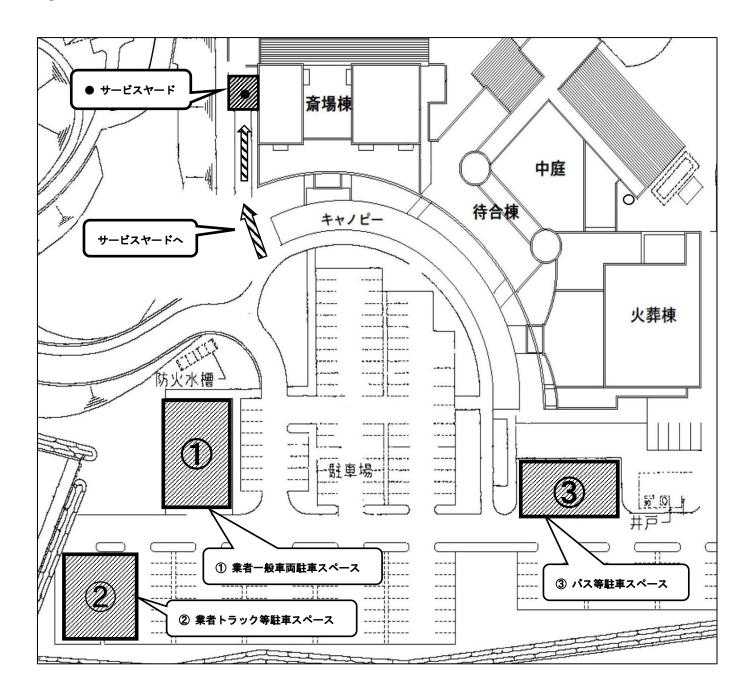
(2) 案内看板

- ・近隣住民からの要請により、斎場から下久野交差点、斎場から吉原十字路までの範囲での看板の設置はできません。ただし、久野行政区民が利用する場合は、この限りではありません。
- ・看板は、式場利用当日に設置し、式終了日に撤去してください。
- ・立て看板等の設置については、法令等の遵守をお願いします。

(3) 上記要項で定めの無い事項

・斎場事務室、または斎場組合と事前に協議をお願いします。

うしくあみ斎場葬祭業者様用駐車スペース



- ▶ サービスヤード(業者搬入口)
- ① 業者一般車両駐車スペース
- ② 業者トラック等駐車スペース
- ③ バス等駐車スペース